

福岡市農林業振興審議会規則

昭和30年10月29日
福岡市規則第51号

(目的)

第1条 この規則は、福岡市附属機関の設置に関する条例（昭和28年福岡市条例第70号）第4条の規定に基づき、福岡市農林業振興審議会（以下「審議会」という。）の位置、組織、所掌事務、委員及びその運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(位置)

第2条 審議会は、農林水産局総務農林部政策企画課内に置く。

(所掌事務)

第3条 審議会は、市長の諮問に応じ次の各号に掲げる事項について審議し、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 農林業総合計画に関すること。
- (2) 農業振興地域整備計画に関すること。
- (3) その他市長が農林業振興上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 審議会は、委員22人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係農林業団体代表
- (3) 市議会議員
- (4) 市職員

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第7条 第4条から前条までの規定による委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、第5条各号に掲げる者の中から市長が任命する。

3 臨時委員は、分科会における当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第8条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第9条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数以上の出席により成立する。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(分科会)

第10条 会長が必要と認めるときは、審議会の所掌事務を分掌させるため審議会に諮り、分科会を置くことができる。

2 分科会に属すべき委員（以下「分科会委員」という。）は、審議会において委員及び臨時委員のうちから互選する。

3 分科会に分科会長を置き、分科会委員の互選によりこれを定める。

4 分科会長は、分科会の会務を総理し、分科会における審議の経過及び結果を審議会の会議に報告しなければならない。

5 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、あらかじめ分科会長の指名する分科会委員が、その職務を代理する。

6 前各項に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、農林水産局総務農林部政策企画課において行う。

(委任)

第12条 この規則に定めるものの外、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の議を経て会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。